

議案第 8 4 号

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、社本育英事業の実施に当たり、その財源を確保することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例（昭和57年大口町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「大口町社本育英事業特別会計」を「予算に計上し、社本育英事業を推進するための経費」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（基金の積立て及び処分）

第3条 町長は、必要があると認めるときは、大口町社本育英事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積み立てることができる。

2 町長は、社本育英事業の実施に必要な財源に充てるときに限り、予算の定めるところにより、積み立てた基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><u>(基金の積立て及び処分)</u></p> <p><u>第3条</u> 町長は、必要があると認めるときは、<br/>大口町社本育英事業特別会計歳入歳出予算<br/>(以下「予算」という。)の定めるところに<br/>より、基金に追加して積み立てることができる。</p> <p><u>2</u> 町長は、社本育英事業の実施に必要な財源<br/>に充てるときに限り、予算の定めるところに<br/>より、積み立てた基金の一部を処分すること<br/>ができる。</p> <p>(基金の管理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(益金の処理)</p> <p><u>第5条</u> 基金から生ずる益金は、<u>予算に計上</u><br/>し、社本育英事業を推進するための経費に充<br/>てるものとする。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> | <p>(基金の管理)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(益金の処理)</p> <p><u>第4条</u> 基金から生ずる益金は、<u>大口町社本育</u><br/><u>英事業特別会計</u>に充てるものとする。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> |